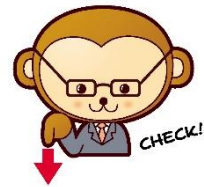




## 短時間労働者への社会保険の適用が 変わりました

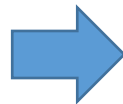
らいいふらん 190号でもお知らせしたように、2022年10月よりパートやアルバイトといった「短時間労働者」が厚生年金や健康保険といった社会保険に加入する要件が変更になりました。具体的に見ていきましょう。

### ☆短時間労働者が社会保険に加入する要件☆



#### 【2022年9月まで】

- 勤務先の従業員数が**501**人以上
- 1週の労働時間が20時間以上
- 雇用期間が**1年以上**見込まれること
- 賃金の月額が88,000円以上あること
- 学生でないこと



#### 【2022年10月以降】

- 勤務先の従業員数が**101**人以上
- 1週の労働時間が20時間以上
- 雇用期間が**2ヶ月**を超えて見込まれること
- 賃金の月額が88,000円以上あること
- 学生でないこと

2024年10月以降は勤務先の従業員数が**51人以上**の場合は短時間労働者とし厚生年金や健康保険に加入するようになります。今、働いている方も、今後働こうとしている方も、勤務先によっては厚生年金や健康保険に加入するようになります。

ライフプランを考えて、働き方を考えていきましょう



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。



【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA 活動事務局

TEL : 092-947-9003 FAX : 092-947-9192